

「第三三五回議會」平成二十四年二月二十四日 本會議一般質問

【質問要旨】

・東日本大震災の検証と備えについて
・再生可能エネルギーについて

(一般質問) 畠山和純

あの日から間もなく一年が過ぎようとしています。震災が発生してからしばらくは、自分が今いる場所が、今、目の前で起こっている出来事が、夢の中なのか果たして現実起こっていることなのか時折わからなくなっていて、茫然と立ちすくむ日々が続きました。生きるか死ぬか極限を体験した人たちは、体が緊張で硬直し、心はまるで氷のように固く閉ざされてしまいました。笑うことも泣くことも驚くこともできず、一様に無表情になってしまいました。きっと、人はそうやってじっとして激しい恐怖をやりすごすのでありましようか。

被災した人たち、現場で震える一夜を過ごした皆さんが当時のことを語ってくれたのは、震災から大分たった夏ごろであったと思います。私の御近所の人たちはそばのホテルで難を逃れましたが、助かったと思う間もなく、あたりには煙が充満し真紅の炎がいつ燃え移るのかという切迫した状況が続いたそうであります。周辺からは、流された家にあるいは屋根の上に取り残された人たちの助けを求め悲痛の声が聞こえ、その声がいつの間にか暗闇の中に消えてしまう。まさに修羅の場であったようです。その声が今も耳の中に残っていて、夜、眠れなくなる、悩みを打ち明けてくれました。激しい激流を泳ぎ切ったという奇跡の生還の話もありましたが、まさに筆舌に尽くしがたい数え切れない悲劇が生じたのであります。

生き残った人たちと無念の死を迎えた人、その境目にあつたものは何か。津波を防ぐことはできないとしても、せめて命を救うことはできなかったのか。一体、何が足りなかったのか。県民の安心安全な生活の実現を至上の命題とする私たち政治に携わる者、そして行政に突きつけられた極めて重大な課題であります。

昭和三十五年のチリ津波に出会ったのは中学二年のときであります。知事の誕生した年でもあります。いつも見なれたはずの湾内の海は消え、海底が姿をあらわしていました。信じがたい光景でした。逃げた裏山からは激しく流れる津波の勢いのすごさに足が震えました。今でも忘れることはできない光景でしたが、今回の津波は、そのときとはるかに規模が違います。

私たちの初当選は阪神大震災のとき、当時は地震対策が喫緊の政治課題でありました。宮城県の災害史の中では最も多くの犠牲者を出した自然災害が明治、昭和の大津波であります。私は海で生まれ、海で育ちました。津波の体験者として津波対策の重要性を意識し、ライフワークとして重点的に取り組んでまいりました。しかし、堤防が粉々に打ち砕かれ、鐵路が跡形もなく消えているすさまじい津波のつめ跡を見たとき、こうした状況を全く予測できなかった自分が、いかに無知であったか、いかに不明であったかを深く恥じ入った次第であります。決してこのような事態を招かない、二度とこの悲劇を繰り返さない。そのことが、昨年歴史的な大震災に遭遇した私たち世代の果たすべき最大の責務ではないでしょうか。私たちが今なすべきことは、一日も早い復旧・復興とともに、何が起きたのかを、詳細な記録と検証、広域的な大災害への備えを早急に確立すべきことであります。知事の所信では検証への言及はあるものの、その重要性の認識と具体的な対応についての強い意志を感じ取ることができませんでした。

天災は忘れたころに来るといふ警句で知られる東京帝大教授の寺田寅彦は、今から八十年以上前に、関東大震災、昭和の大津波を見聞し、地震津波に関する記述を多く残しております。大災害と備えについて太平洋沿岸の各地を襲うような大がかりなものがいつかはまた繰り返されるであろう。そのときに非常時が到来する。今からそのときに備えるのが何より肝要である。先人は、広範囲の連動型の地震のはかり知れない破壊力をはるか以前に予測をした数々の警句を発しております。私どもは、決して想定外という言葉を使うべきではありません。備えの不備を反省し、万全を期すべきであります。未来へ語り継ぎ、今回の大震災への思いを風化させないためにも徹底した検証を行うべきと考えます。知事の認識と決意を伺います。

地震発生から津波到来までおよそ三十分、堤防を乗り越えて海が襲ってきました。自然の前に、人間は余りにも無力でありました。逃げおくれる人々を助けるすべはほとんどなかったと思います。間もなく夕闇が訪れました。雪も降ってまいりました。状況は最悪です。今回のような大規模な津波のときは、発生時そしてその直後は、命を守るの自分力ということを痛感いたしました。

私は、当日の夜半、十一時ごろ気仙沼市の対策本部に到着しました。もちろん燃え盛る現場に近寄ることはできません。避難所に指定されていた気仙沼小学校へ行きましたが、真っ暗で状況の把握はできません。家族の安否もわからぬまま車の中で一夜を過ごしました。次の朝未明、火災が激しかった鹿折地区に入って驚きました。東京消防庁の消防車が既に何台も到着して放水活動を行い、空には数機のヘリコプターが飛び交っていました。

対策本部では、夜明けとともに陸上からの救命救急活動が開始されましたが、消防無線などに限定された情報収集で、被災現場の様子を直接見たり聞いたり、あるいは伝達することはできない大変厳しい状況でありました。頼みの綱がヘリコプターであります。しかし、これも一体何機飛んでいるのかわかりません。空の状況は東京消防のヘリと地上部隊の交信によって徐々に明らかになってくるものの、助けた人の搬送先、孤立している地域、数、人数など断片的にしかわかりません。自衛隊、他県の防災ヘリ、県警、アメリカ軍、それぞれが目視でそれぞれの判断での救命活動であり、こうした手探り状況は、数日にわたって続いてきました。

私たちも可能な限り現場に近づき、情報収集や緊急物資の搬送に努めますが、限られた範囲の活動で、大きな成果を上げることにはできませんでした。瓦れきが集積し、行方を遮り、地盤沈下で半分海になった被災現場での救命救急活動は困難をきわめました。その中で、連日、体力の限界まで職務に従事し、大勢の県民の命を救った関係機関の皆様の献身的な活動には頭が下がりました。その活動に改めて心から感謝と敬意を表します。私は、皆様の存在を大変誇りに思っております。しかし、懸命の活動でありましたが、今回のように広範囲にわたる災害のときは直ちに対応できない、あるいは対応のおくれた箇所も多く存在しました。大きな課題の一つであります。厳しい状況下でのヘリコプターの存在は大きく、力強く威力を発揮しました。出動したヘリコプターや地上部隊が一元的に管理され、円滑な情報の収集と伝達が行われ、機能的に運営されたなら、もっと大勢の命が助かり、緊急物資の供給など、もっと迅速な活動が可能であったと思われれます。

今後、多くの課題が検証され、体制の整備が検討されていきますが、ここでは、特にヘリコプターを活用した広域的な防災体制の確立を提案するものであります。現在、東北六県で保有する県警や防災ヘリは二十機であり、岩手、山形が次年度導入予定のドクターヘリを加えると二十二機となります。この際、広域連携の一環として東北全体を網羅するヘリコプターの共同運航を検討してはいかがでしょうか。自衛隊や海上保安部など、国と連動した情報の一元管理を行い、災害だけではなく緊急の地域医療、テロなどの不測の事態に備えるシステムあるいは組織であります。こうした連携の積み上げが、道州制実現への近道でもあると考えます。以前、ヘリコプターの乗員として国防の任に当たり、ヘリコプターの機能、特性を熟知した村井知事に最もふさわしい仕事でもあります。緊急時広域の情報システムの整備とヘリコプター部隊編成についての考えと対応を伺います。

ついでではありませんが、今申したとおり、来年度、宮城県だけにドクターヘリが存在しないことになりました。この後に及んでも知事はドクターヘリを導入すると表明できませんか、あわせて伺うものであります。

ここまで、きょうは震災発生初の初動時期の一面を話しました。昨年末の議会、私も提出した緊急事態に関する意見書に関連して、初動体制のおくれがあったのなら具体的な事例を話せという質疑がありました。最大の被害をこうむった宮城県で、当時の現場の困難で厳しい状況を全く把握できていない、理解に苦しむ質疑があったということ、被災地現場にいた者として大変残念に思います。

「高き住まいは児孫の和楽 想え惨禍の大津波 此処より下に家を建てるな」、これは、昭和八年の三陸大津波の後、釜石市姉吉地区の標高五十メートルの地点に当たる石碑に刻まれた言葉であります。今回の津波の最高遡上高はおよそ四十メートル、この地点でありました。石碑の手前で津波はとまりました。しかし、過去の言い伝えを守り、全員高台に住んでいたこの地区では、よその地区での犠牲者を除き、家屋などの被害は皆無であったと聞きました。海で仕事をしてた漁師は異変に気づき、これは津波だと思い、一番安全なのは我が家だと思いを定め、一心に自分の家を目指し助かったそうあります。これは、私たちの住まいの安全がいかにあるべきかを示唆する貴重な話でありました。大船渡市の吉浜地区は、明治の津波の後、浸水した地域を田畑に使い、人の住居としては利用しませんでした。この地区では今回一名の方が行方不明になっただけあります。同じように、明治、昭和の津波で二度にわたり壊滅的な被害に遭った宮古の田老町は、昭和九年から三十三年までの間に高さ十メートルの世界一の堤防を建設しました。昭和三十五年のチリ津波のとき、この地域は堤防に守られ、町は被害を受けませんでした。国内外からその効果が称賛され、その後の津波対策の堤防の建設のモデルとなりましたが、残念ながら今回も、およそ百八十名の方が犠牲になってしまいました。

こうした事例は、我々に堤防の果たす役割について貴重な教訓を残しました。このことに関して、沿岸域、市街地、工業地帯など土地の再利用や地勢によって、皆さんの考え、要望は多様です。形状についてもたくさんのアイデアがあるようです。堤防の建設には、津波の高さだけでなく、まちづくりや景観への配慮、産業振興の観点など多面的な検討が必要です。地域ごとの住民の意見が十分反映できる協議会などを設置して決定されるよう求めますが、いかがでしょうか。

森は海の恋人で知られる畠山重篤さんは、地盤沈下して半分海になり、住民は高台に移転し、今後、人の住まなくなる舞根地区の海岸の堤防は取り払い、干潟にしてはどうかと提案をしております。実現すると、アサリなどの漁場の再生と多様な生物の生息が可能な汽水域が出現します。ここでは津波に対抗するのではなく、自然の地勢で受け入れることとなります。観光を大切にしたいと考える地域では、堤防は海に見える高さで、道路のか

さ上げや森の造成での多重防御を期待しています。このたび示された景観審議会の基本方針でも、自然環境の保全として水辺の景観の保全を求めています。一方、冷蔵庫や加工場などを建設、産業の振興を図ろうとする人たちは、堅固で高い堤防での防御を望んでおります。産業振興の観点に立つと、その考えもよく理解できます。今回の津波は、一般的に千年に一度との認識になっていましたが、知事は、六百年に一度と表現しました。四百年の違いの根拠は何だったのでしょいか。

先ごろ、北海道大学の平川特任教授は、過去の津波の痕跡を調査した結果、下北沖、陸中沖を震源地とする今回と同程度の連動型の大型地震発生を切迫していると予測をしております。最近、全国的に地震も頻発し、学会関係機関からはさまざまな考えが表明され、情報が錯綜しております。リスクをどう判断したらいいのかわかりません。今回の大震災を予測できなかった専門家の見解を素直に聞く気にもなれませんが、平川教授の予測が正しければ、今回の示された堤防の高さでは間に合わないこととなります。また粉砕されてしまうかもしれません。高い堤防に囲まれて住民が安心して、時の経過とともにまた戻って暮らすという過去を繰り返すことも懸念されます。昭和の津波の後、宮城県は指定被災地に住居の建設を禁止する条例を制定しました。この条例が機能していれば、ここまで被害は拡大しなかったのではとの思いもあります。以前、この条例がなぜ十分に機能しなかったのかを調査してもらいましたが、わかりませんでした。県の規制についての考えとくだんの条例の帰趨はどうであったのかもあわせて伺います。

立体的、総合的判断でつくる堤防のあり方、住民意思を尊重する協議の場の設置、学会からの予測、リスク管理など新年度の中での事業執行をどうするか。また、気仙沼市には、海岸線に水門、陸閘が三百以上あり、消防団の方針としては、津波警報発令時にこの水門を閉めるために海岸への出勤はしない方針と聞きました。この対応についても伺いたします。

二年前の二月二十八日、ちょうど今の時期にもチリ津波による大津波警報が発令され、私たちは半日以上高台に避難しました。しかし、到来した津波はわずか八十センチでありました。このことも住民の避難行動に微妙に影響を与えました。今回、国では警報のあり方の見直しを表明していますが、要は、正確でなければオオカミ少年になってしまいます。最後は住民の判断などという新聞報道もありました。果たして信頼できるシステムであるのか、知事はどう判断しますか。

また、大きな期待を寄せて沖合に設置されたGPS波浪計は全く役に立たなかったのでしょうか、あわせて伺

うものであります。

被災した各市町でも相次いで新年度予算が発表され、復興への歩みを大きく踏み出しました。最も重要な施策として高台移転、公営住宅の建設などが事業化されておりますが、県の全体計画が明らかではありません。いつ仮設住宅がなくなるのか、そこで暮らす人たちの大きな関心事であります。市町との協議を重ね、大筋の年次計画を策定すべきであります。将来への不安を少しでも解消できるかと思いますが、いかがでしょうか。

入札不調については、午前中の質問と重なりましたので、私からは、設計単価の見直しなど入札制度の柔軟な対応、増加した事業費に連動しての補助金の上乗せについて、あるいは、更なる経費増が続くようであれば、被災地限定の物価統制などの対策、宿所については、廃校になった学校などの建物の利活用が可能な規制緩和措置など宿所確保について、更には関連して、被災した民間アパートの所有者への支援がなく、その修理や建てかえが進まないことも、住居不足、宿所不足に影響があると考えておりますので、復興事業への活用を前提とした支援策などについて対応を伺うものであります。

三次補正の事業が決定し、気仙沼地方の基幹産業である水産加工業の再生への大きな道筋が明らかになったことは大いに評価しますが、事業経費の増大とはまた違った側面からも事態は一向に進展しておりません。理由は土地のかさ上げが進まないからであります。このままでは、ことしの盛漁期には到底間に合いません。気仙沼市は、補正で採択された事業の前提となる土地のかさ上げへの対応を国に対して強く要望しております。また、国の対策を前提としてかさ上げ工事などを先行したいとの要望もあります。水産加工団地予定地の漁港区域への指定も要望しております。気仙沼市の水産業復活の命運を左右する根源の課題であり、スピードが肝要です。現状の認識と県の積極的な支援を求めますが、いかがでしょうか。

先日、グループ事業の説明会が開催されました。三百社以上の参加があり、急遽、会場の変更を余儀なくされました。市内被災事業の深刻な状況が反映されており、これまでに事業採択から漏れた事業者や新たに参加を希望する事業主は職種も多様で、グループ集約に課題があります。被災地域の日も早い経済商業の回復には、すべての被災業者の区別なき救済が必要であります。新年度所定の予算が計上されましたが、限られた予算で全県での対応が可能なのか懸念しております。現状の認識と今後の対応について伺うものであります。

大綱二点、再生可能エネルギーについてお伺いをいたします。

この問題についても、午前中の質疑で大分重なりました。答弁もありました。がっかりしてこれは取りやめよ

うと思いましたが、改めて、私からも伺うものであります。

今回の大震災として原発の事故は、私たちにとってエネルギーの安定的な確保の重要性を改めて教えてくれました。この思いは、今から十三年前のジェー・オー・シーの事故のときにも感じたものであります。地域資源の活用による地域エネルギーの自立、関連産業の振興、二酸化炭素削減を目指す化石燃料依存からの脱却、何よりも巨額の社会コストが生じる原発の事故を想定してのエネルギーのリスク分散の必要性を考え、その年の十一月の一般質問以来、本会議、総括質疑、委員会と、自然エネルギー、再生エネルギーの開発研究の充実など県の積極的な取り組みを求めてまいりました。会派でも議連を立ち上げ、国内外の先進地の調査を続け、議員提案での自然エネルギー促進条例も制定されました。しかし、残念ながら、宮城県主導による創造性のある事業の展開はまだまだ見当たりません。

当時の浅野知事答弁であります。「御提案のありました各種の新エネルギーの導入については、地域特性によるところが大きいと同時に、現状では効率性やコストの問題などもございますので、今後の研究課題とさせていただきます。」きょうの知事答弁を思い出していただきたいと思えます。将来に向けて、夢のある政策をダイナミックに、グローバルに可能性を求めて、調査研究あるいは具体の政策を実現する、そんな側面が全くない、過去の宮城県政を象徴する答弁であります。物事を積極的にとらえ、スピード感のある政策実現をモットーとする村井知事ならどう答弁するのか、大変興味深いものがありました。一緒に海外調査にも行きましたが、いかがでしょうか。

国では現在のエネルギー基本計画を見直し、再生可能エネルギーの導入をエネルギー政策の主要な柱として意欲的に導入目標を定める方針であります。最近の県民、国民の関心の極めて高い政策でもあります。知事の積極的な対応を求めます。基本姿勢についてお聞かせください。

本年一月、環境庁の再生可能エネルギー事業緊急検討委託業務公募で、気仙沼市でのメガソーラー事業も採択されました。現在、関係者による事業化への検討が始まりましたが、用地の選定が難航するなど課題も多くあります。岩手県ではこうした課題に対処するため、先月、知事を本部長とする岩手県再生可能エネルギー推進本部を立ち上げました。事業推進には、当然、県、市町村の支援も必要です。宮城県の支援体制、推進体制の構築を求めますが、いかがでしょうか。

十一年の私の質問では、海洋エネルギーの積極的な活用も提案しております。この分野では国際的にはイギリス

スが先行しています。二〇〇四年、政府の出資などで設置されたEMEC、ヨーロッパ海洋エネルギーセンターは、スコットランドのオークニー諸島に実証実験試験場として潮力や波力を利用した発電機とその関連施設群を整備、その結果、ヨーロッパ各国による国連関連企業の集積や雇用増の経済効果があらわれているようでありま

す。
我が国では、海洋基本法制定以来、内閣官房総合海洋本部の海洋エネルギー検討委員会において、国を挙げて海洋エネルギーの導入を図るためには、実験場所の設置が不可欠と、最近、国内適地の選定に向けた調査事業に着手をいたしました。岩手県では、昨年、既にいわて海洋資源活用研究会の調査報告書が発表され、来年度に向けて実験試験場の設置に向けた検討事業費として一億円の復興調整基金を要望しており、この件でも一歩先行しておりました。

水産業だけではなく、地域の海洋資源、エネルギーを活用した沿岸域の再生復興産業として大いに期待し、宮城県の重要な政策としての力強い取り組みを求めるものであります。お伺いして、壇上からの質問を終わります。

(答弁) 村井嘉浩知事

畠山和純議員の一般質問にお答えをいたします。大綱二点ございました。

まず、大綱一点目、東日本大震災についての御質問にお答えをいたします。

初めに、未来へ語り継ぎ、今回の大震災への思いを風化させないためにも徹底した検証を行うべきと思うが、認識と対応についてどうかとお尋ねにお答えをいたします。

御指摘のありましたとおり、二度とこの悲劇を繰り返さないよう最善の努力をすることは知事としての使命であると考えております。今回の震災は六百年に一度というこれまでに類を見ない大災害であり、震災直後、情報通信機能の不全や大規模停電により被害情報収集に困難をきわめ、また、燃料不足、インフラの遮断による支援物資輸送のおくれなど、災害対応に係る問題及び課題が明らかになり、これまでの津波被害想定及び防災対策では対応が不十分であったと認識をしております。このため、今回の大震災の事実を検証し、今後、広域的な大規模災害への適切な対応がとれるよう、その検証結果を後世に継承することが私どもの最大の責務であると考えております。現在、国の各省庁やライブライン関係機関等においては検証が進められているところであり、県といたしましても、今年度の検証に加え、来年度は専任のチームを設置するとともに、これら関係機関などの成果も

取り込みながら有識者の意見も踏まえて、その作業に鋭意取り組んでまいります。

次に、東北全体を網羅するヘリコプターの共同運航や広域の情報システムの整備とヘリコプター部隊の編成についての御質問にお答えをいたします。

災害時には、県災害対策本部の中に自衛隊、国の機関、警察などから成るヘリコプター運用調整班を設置し、災害情報の一元化とともに関係機関のヘリコプターによる避難広報や救助活動などの調整を行うこととしております。また、災害の規模に応じて、北海道・東北八道県相互応援に関する協定により連携して災害対応に当たることとしております。今回の大災害は余りにも被害が甚大かつ広範囲であり、また、多様な情報の中で各機関のヘリコプター応援航空部隊が対応せざるを得なかったことから、さまざまな課題があったと考えております。

県といたしましては、今回の活動の検証を進めながら、議員の御提言の趣旨も踏まえ、乗り越えるべき課題は多数あるものの、八道県と調整をしつつ、自衛隊、海上保安庁や警察なども含めた連携強化に努めてまいります。

次に、ドクターヘリの導入についての御質問にお答えをいたします。

東日本大震災の際には、県内外の消防、自衛隊等の多数のヘリコプターのほか、県外から出動したドクターヘリにも活動いただいたところであり、患者の広域搬送に力を発揮したものと受けとめております。現在、県では、こうした災害時の対応強化のほか、救命救急センターへの道路搬送に時間を要する地域の救急医療体制強化のため、基幹災害拠点病院である仙台医療センターに委託し、今回の震災における活用状況のほか、ヘリ搬送の有効な地域やニーズの精査、また、その活用のための条件整備などについて調査研究を進めております。今後、その成果を踏まえ、引き続き、ドクターヘリ導入の課題について検討してまいります。

次に、復興事業における経費の急激な増加への対応策等についての御質問にお答えをいたします。

復旧・復興工事の入札不調の要因としては、労務賃金や資材価格の実勢価格が上昇し、予定価格との間に乖離が生じていることによるものと考えております。このことから建設企業への実態調査結果をもとに、国や岩手県、宮城、福島県において既に設計労務単価を改定したところであり、また、建設資材の単価についても県が調査を実施し、変動が確認され次第、月ごとに改定を行ってきております。更に、既に契約済みの工事につきましてもインフレスライドによる請負代金額変更の適用を新たに可能とするなど、労務費や建設資材等の大幅な物価変動への対応を図ったところであり、今後ともそれらの動向を注視しながら、適正に予定価格を設定してまいります。

たいと考えております。

次に、気仙沼市が要望する土地のかさ上げや漁港区域の拡大などに対する県の支援についての御質問にお答えをいたします。

気仙沼市が要望しております水産加工団地の地盤かさ上げにつきましては、国の第三次補正予算での対応が可能となりましたことから、かさ上げの早期実現に向けて具体的な事業手法などについて、国、市とともに検討を進めているところであります。また、水産加工団地造成のための漁港区域の拡大については、現在、県が必要な手続やスケジュールについて国と協議をしており、今後、区域拡大のための国への申請を行うこととしております。県といたしましては、今後とも国及び気仙沼市と連携しながら、水産業復興に向けて積極的に支援をしてまいります。

次に、大綱二点目、再生可能エネルギーについての御質問にお答えをいたします。

初めに、再生可能エネルギー導入に向けた県の積極的な対応についてのお尋ねにお答えをいたします。

再生可能エネルギーの導入を拡大することは、地球温暖化対策や化石燃料の有限性への対応、更には、環境関連産業の育成の観点から大変重要と認識しております。このため、これまで自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画に基づいて積極的な導入を図ってまいりました。また、今年度からみやぎ環境税を活用して、住宅用太陽光発電設備の設置や事業者が行う新エネルギー設備の導入への支援に取り組んでいるところであります。更に、東日本大震災を契機に再生可能エネルギーの有効性に対する認識が高まったことから、県の震災復興計画におきましても再生可能なエネルギーを活用したエコタウンの形成を復興のポイントとして掲げ、クリーンエネルギーの活用を組み込んだまちづくりを推進していくこととしております。

平成二十四年度におきましても、再生可能エネルギー普及加速化の視点に立って、住宅用太陽光発電設備の導入への支援を大幅に拡大したほか、新たに木質バイオマス活用拠点形成事業や産学官が連携したクリーンエネルギー活用プロジェクトへの助成事業、小水力発電導入に向けたモデル事業を開始するなど、再生可能エネルギーの導入に向けた多様な取り組みを支援することとしております。今後とも引き続き、再生可能エネルギーの導入を県の最重要課題と位置づけてしっかりと取り組んでまいります。

次に、メガソーラーなど再生可能エネルギー推進に向けた県の支援体制についての御質問にお答えをいたします。

再生可能エネルギーの推進については県政の最重要課題と位置づけられており、県の震災復興計画においてもエコタウンの形成を復興のポイントの一つに掲げ、導入促進に向けた取り組みを推進しているところであります。現在、庁内の関係部署で構成するみやぎエコタウン推進検討プロジェクトチームにおいて、被災市町が取り組んでいる再生可能エネルギー関連プロジェクトについて具体的な支援のあり方を検討しているところでありますが、今後、産学官が連携して再生可能エネルギーの推進に取り組む組織を整備するなど、市町村への支援の一層の充実強化を図ってまいります。

次に、海洋エネルギーの導入や沿岸域の再生復興産業に関する県の力強い取り組みについての御質問にお答えをいたします。

潮力や波力、洋上風力といった海洋エネルギーについては、現在、技術開発が行われている段階ではありますが、海洋国である日本にとって将来性のある自然エネルギーの一つであると認識をしております。海洋エネルギーについては、被災地の復興に向けた新たな産業集積や自然エネルギー資源の最大活用といった新しいエネルギー政策の流れにも沿いますことから、今後とも大学や研究機関の技術開発や国の施策の動向を注視しながら、県としてもいろんなことを検討してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

(答弁) 総務部長 (今野純一)

大綱一点目、東日本大震災についての御質問のうち、津波の発生間隔の認識についてのお尋ねにお答えをいたします。

今回の東日本大震災は、八六九年に発生した貞観地震に匹敵する規模であったということなどから、一般的には一千年に一度の巨大地震と言われてきたと認識をしております。一方で、国において地震の長期評価などを行っております地震調査研究推進本部の地震調査委員会が昨年二十三年十一月二十五日に公表いたしました三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価第二版というものでは、東北地方太平洋沖型の地震・津波について、津波堆積物などの調査から、今回の東日本大震災を含めると、これまでの二千五百年の間に五回発生しているということ、平均発生間隔を約六百年と評価をしているということでございます。この評価に従って六百年としたものでございます。

次に、津波警報システムとGPS波浪計の信頼性についての御質問にお答えをいたします。

これまでの気象庁の津波警報システムにおいては、不確実性が残っている間は、できる限り安全サイドに立った津波の高さの推定が行われ、警報が発令されていたというふうに認識をいたしております。一方で、今回の震災においては、地震直後に発表された警報の津波の高さがその後訂正がなされたなど、さまざまなシステムの課題も明らかとなったことから、気象庁においては、新たな監視手法の導入や津波警報の分類などについての検証や改善が現在行われていると伺っております。県としては、住民の避難行動につながる重要な警報でありますので、より精度の高い警報が発表されるよう、津波観測システムの更なる向上や整備のほか、津波情報の伝達方法の改善などについて、国に対して引き続き要望をしまいたいと考えております。

また、GPS波浪計についてでございますが、気象庁では、十四時四十九分に、宮城県沿岸に対して六メートルの津波警報を発表をいたしました。その後、GDP波浪計によって沖合における津波の高さの急激な上昇が観測され、沿岸における津波の高さが予想を超えたものとなるおそれがあったことから、十五時十四分に、宮城県沿岸に対して十メートル以上の大津波警報に引き上げたところでございました。他の沿岸域でも同様に予想される津波の高さの引き上げを行ったと伺っております。こうしたことから、GPS波浪計の観測データは、これらの警報の更新に活用されたものと認識をいたしております。私からは、以上でございます。

(答弁) 経済商工観光部長 (河端章好)

大綱一点目、東日本大震災についての御質問のうち、グループ補助金における現状の認識と今後の対応についての尋ねにお答えいたします。

いわゆるグループ補助金につきましては、これまで三回の募集を行い、約千二百社に補助金を交付し、企業の復旧を支援してきたところでありますが、応募も多数ございますことから、すべての御要望におこたえできていない状況にございます。また、現在、気仙沼地区を初め各地域において、来年度の募集に向け、さまざまな取り組みがあることも承知しており、本事業に対する期待が高いものと認識してございます。一方で、既に三回の募集を行っており、今後出てくる案件においては、グループの組成が難しくなってきたり、したがって、補助要件をクリアする上で大きな課題が出てきているのも事実でございます。県といたしましては、この課題解決に向けて適切な指導を行うとともに今後の応募の動向を注視しながら、来年度予算に計上しているグループ補助金と

県単独の復旧支援事業を企業復旧支援の両輪として被災企業の復旧、更には、地域経済や雇用の回復に全力を挙げてまいります。

なお、二月十八日に開催されました平野復興大臣との意見交換会においても、知事から事業の継続的な実施と我が県への重点的な予算配分、事業繰り越しへの柔軟な対応を要望したところでございます。私からは、以上でございます。

(答弁) 土木部長 (橋本潔)

大綱一点目、東日本大震災についての御質問のうち、堤防の高さ等について住民意見の反映が可能となる協議会を設置すべきと思うがどうかのお尋ねにお答えいたします。

本県沿岸部の海岸堤防の計画高さについては、県において検討し、国や県等の関係機関から成る宮城県沿岸地域地連絡調整会議において調整の上、過去の津波の痕跡、高さの記録の整理結果等に基づき、津波シミュレーションを実施、数十年から百数十年に一度程度発生する頻度の高い津波による高さと同潮による高さとを比較し、いずれか大きい方で決定しております。県といたしましては、二度と今回のような被害が繰り返されることのないよう、人命や住民財産の保護等の観点から海岸堤防の整備を確実に進めていくこととしており、これまで各被災市町に説明し、御理解を得てきたところであり、現在、各市町においては、県が定めた海岸堤防計画を基本として、景観への配慮や産業振興の観点などから地域特性を踏まえて、海岸堤防の配置などについて考慮し、復興まちづくり計画の検討が進められてきております。県といたしましては、既に各市町において復興まちづくりに向けた具体的な取り組みが進んでいることから協議会の設置は考えておりませんが、今後とも各市町の復興まちづくりが円滑に進むよう、引き続き、積極的に支援してまいります。

次に、被災地における住居の建築を禁止する規制についての御質問にお答えいたします。

昭和三陸地震津波による被害を受け、被災地に住居の建設を禁止する規則として昭和八年に海嘯罹災地建築取締規則が定められており、この規則が今日まで機能していれば、被害の拡大を抑えられたのではないかとの思いは、議員と同じでございます。こうした規制について、現在では、市町が防災集団移転促進事業などの実施にあわせ、建築基準法第三十九条の規定に基づく災害危険区域の指定として取り組んでおり、今後とも市町が、地域の被災状況や住民の意見などを踏まえ、災害危険区域の指定範囲、制限内容などを定めるべきものと考えており

ます。県といたしましては、災害危険区域の指定の考え方の周知を図るなど、復興まちづくりに向けて、引き続き、市町の取り組みを支援してまいります。なお、海嘯罹災地建築取締規則は、昭和二十二年に施行された日本国憲法施行の際、現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律により、昭和二十二年十二月三十一日をもって効力を失ったものと考えられます。

次に、堤防はまちづくりの全体の中で総合的判断でつくられるべきと考えるが、新年度においてどのような事業を執行していくのかとの御質問にお答えいたします。

海岸堤防のあり方については、先ほど答弁したとおりであります。住民の意思を尊重する協議の場としては、例えば、気仙沼市では気仙沼市震災復興委員会や気仙沼市震災復興市民委員会が設置され、海岸堤防を前提とした復興まちづくりのコンペを行うなど、市民を含めいろいろな方々から意見を反映する取り組みが行われております。県では、こうした各市町の取り組みを注視しながら、引き続き、まちづくりに向けた支援を行ってまいります。

また、県といたしましては、国の中央防災会議での検討結果も踏まえ、何としても人命を守るという観点から、ハード、ソフト施策を総動員し、多重防護などによる総合的な防災力の強化を推進することにより、壊滅的な被害を回避する粘り強い県土構造への転換を目指して、来年度中には沿岸域におけるほぼすべての海岸堤防で災害復旧工事に着手することとしております。加えて、沿岸市町においては地域防災計画の見直しが進められており、県といたしましては、今年度中に津波被害計画策定指針を示し、沿岸市町の避難計画等の策定を強力に支援してまいります。

次に、津波警報発令時の水門閉扉の対応についての御質問にお答えいたします。

本県では、東日本大震災で犠牲になられた消防団員が百八名に上り、被災市町では地域防災計画の見直しについて検討中でございます。その中で、津波警報発令時に水門を閉めに海岸へ出動しないとの意見も出されていると伺っております。県といたしましては、今回の津波被害を教訓とし、津波防衛対策として、水門操作を必要としない堤防かさ上げ方式を基本とすることとしており、そのほか、樋門、樋管、陸閘が必要な場合においても設置箇所の集約化や人為的操作を必要としない構造とするなど、津波に対して消防団員が安全に活動できる対策を進めてまいります。

次に、住まいの確保についての御質問にお答えいたします。

被災された方々が生活を再建し、安心して暮らしていくためには、恒久的な住まいの確保が不可欠であると認識しております。県といたしましては、昨年十二月に宮城県復興住宅計画を策定し、県内で約七万二千戸の住宅再建が必要と試算してございます。そのうち、災害公営住宅は、平成二十七年までの五年間で約一万二千戸の整備を目標に掲げており、既に仙台市や塩竈市など三市一町の九地区八百十二戸が着手したところであります。災害公営住宅の整備に当たっては、約五千戸について県が設計工事を支援していくこととしておりまして、来年度当初予算において千三百五十戸分の設計費と千百五十戸分の工事費として約七十三億円を計上しており、市町のまちづくりに配慮しながら年次計画を策定し、早期の住宅整備に向けて全力で取り組んでまいります。

また、災害公営住宅以外の約六万戸については、安全な既存宅地や防災集団移転促進事業などにより被災市町が整備を進めている住宅地等において、自力再建や民間賃貸住宅等の供給により復興住宅が確保されるよう、被災市町や民間事業者と連携を図りながら整備を進めてまいります。

次に、工事関係者の宿所確保についての御質問にお答えいたします。

御提案のありました廃校の利用につきましては、小中学校を管理する関係市町村の利用計画を踏まえることや施設を再利用するためには大規模な改修が必要となることなどから、今後の検討課題とさせていただきます。と考えております。

また、被災民間アパートの再建支援については、みやぎ中小企業復興特別資金の創設や独立行政法人住宅金融支援機構による災害復興住宅融資などがあり、資金調達の円滑化を図っているところでありますので、御理解願います。なお、工事関係者の宿舍の問題につきましては、今後の復旧・復興事業を円滑に推進するために重要な課題としてとらえ、今後、いろいろな方策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(答弁) 土木部長(橋本潔)

平川教授の堤防高の件についてお答えいたしましたと思います。

今回の津波につきましては、千年に一回という、六百年に一回ですか、六百年に一回ということですが、先ほど津波高線の計画高について申し上げましたとおり、津波防御ラインという、L1という防御ラインは、数十年から百数十年に一度発生する頻度、それについては海岸堤防できちっと津波をとめます。そういったことで

ございます。それを超えるものにつきましては、津波減災ラインということで、いろいろ高台に移転していただいたり、それから多重防御を図って津波を減衰していくというようなことで、県としては対応していきたいと思っております。

これから、いろんな津波の現象が巨大な地震が起きるといふようなことに対してしましても、そういった考え方で県土をつくっていくというふうなことで対応していきたいと、このように考えてございます。よろしいでしょうか。

(再質問) 畠山和純

今部長から答弁あったけれども、堤防がL1対応の場合、その高さまでは絶対に壊れないということは、行政として担保できるんですか。

(答弁) 土木部長(橋本潔)

L1に対してはきちっと、それは設計外力ですので対応できる。設計外力超える超過外力、L2でございますけれども、それについては、できる限り粘り強い構造ということで、後ろから引き波等で壊れないようなそういった配慮をして、できるだけ壊れないようにしていきたいと思っております。

それは、今回の津波であれば壊れないとも限らない。しかし、いろんなところでヒューズをつくって津波をうまくいなしたり、あるいは、いろんなところで滞留させたり、そういったことを踏まえて設計を、そういった超過外力に対しても設計を考慮していくと。こんなことで今、海岸堤防をつくっていくと、そういうことで設計をしているところでございます。

(再質問) 畠山和純

これは専門的なことですからこれ以上聞きませんけれども、私の感覚としては、高い堤防、一センチでも越せばもう役に立たないわけですね。この限界、この限界という話があるけれども、なるべくそういった考え方はとらなくてよかったですんじゃないのかなというふうに思っております。今でも思っております。

それで、さっきの部長の答弁では、結局は県が示した堤防の高さは変えませんということですか。地域の要望

があれば、変えますということですか。

(答弁) 土木部長(橋本潔)

基本的には、今回示したL1の堤防高は変えませんが、

(再質問) 畠山和純

であれば、私は、この計画に反対します。

干潟もできないし、景観を保つこともできないと思うからでありますけれども、知事、どうですか。やっぱり変えませんか。

(答弁) 村井嘉浩知事

先ほどの畠山重篤さんの、干潟をつくり景観を考えるとといったようなお話を聞かせていただきました。それも一つの考え方だと思えますけれども、ここに至るまで、国とも詳細に詰めまして、我々も、同じような災害が来ても、できるだけ被害を減じると。少なくとも人の命は守れるようにしようということをやっています。皆さんの意見、いろいろあるのは承知しておりますけれども、一つ一つの意見を聞いて右往左往しておりますと、復旧が全く前に進まないということになりますので、ぜひ、この点につきましては御理解をいただきたいというふうに思います。

(再質問) 畠山和純

極めて遺憾な答弁ですね。

ということとは、住民の意思は全く反映されないで、高さを国、県が決めたということになりますよ。そういうことは、私はありませんことだと思えます。

それで、畠山重篤さんが提案しているのは、もう人が住まないんですよ。堤防が守るべきものがないと。さっき申し上げたように、自然の地勢の中で、百メートルか二百メートルの沖で津波がとまっているんですよ。要するに土地は受けられることはできるんです。そこに何も堤防をつくることはないんですよ。

そういうことを一々聞いていたら、切りがないと言っただけでも、そういうこと言ったら自然景観なんか守れませんよ。何言ってるんですか。再答弁を求めます。

(答弁) 村井嘉浩知事

皆さんいろんなことをおっしゃってますけれども、私の耳にも入ってますが、その辺は、地元に住んでる人がそれが一番正しいと思っておられます。しかし、土木工学等のしつかりとした知見に基づいて、やはり考えていかなければいけません。そういったことで、我々は、そういった専門家の知見に基づいて客観的に冷静に判断をしておりますして、この点につきましては、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

(再質問) 畠山和純

土木工学が今回守ってくれなかったんですよ。何言ってるんですか。だからああいうふうな災害が出たんですよ。何で同じことを繰り返さなくちゃいけないの。私はとっても信じられない。本当に、このとおりみんなの意見も何も聞きませんと。県、国、この高さでやると言うならば、私は断固としてこの計画には反対します。申し上げます。

副議長 (佐々木征治)

答弁要るんですか。畠山和純君。

(再質問) 畠山和純

この質問は終わりますけれども、グループ事業、グループ補助金について国といろいろやりとりをしたと言っただけ、国が五百億円を予算化して県が百五十億円の事業でやったと。当然、この前の数を見ただけでも足りないんですよ。それで部長はこれは続けてやっていくという話なんだけれども、被災した人たちに区別があっただけじゃないと思う。職種によって区別があったり、事業規模によって。その人たち全部すくい上げるためには、これは国の方と協議をして、この後も全部採択するような方向でいきますよということ要望したのかどうかということを確認しておきます。

(答弁) 経済商工観光部長(河端章好)

おっしゃった件は、国の補助金要綱に従って、グループ組成、我々いろんな御相談を受けまして、要件をクリアすべくいろいろやっております。できるだけ多くの方々をすくうというのは、議員とともに同じ気持ちでございまして、その辺は、国の要件、変更は今のところするという形にはなっておりますけれども、いろんな形で国と協議しながら要件、実質的に要件が拡大すれば結果としていいということでございますので、その辺は、引き続き努力してまいりたいと思います。

(再質問) 畠山和純

その辺についてはしっかり対応してもらいたいと思います。

それから、再生可能エネルギーの話で、どうしても県独自の検討機関はつくらないという、結果的にはそういう答弁になりました。しかし、例えば、先ほど申し上げました気仙沼市のメガソーラー設置するところ、この前牡鹿半島泊浜というところで集落全員が参加した新しいメガソーラーできますよという非常に画期的な方向が示されて、よかったなと思っておりました。今、気仙沼市の方で、公募した団体と一緒に適地を探してるんだけど、なかなか見つからないです。何でこの問題を取り上げたかといいますと、岩手県はどういうやり方をしているかといいますと、県が県下のメガソーラー適地をもう既に探してあるんです。それで、二十五市町村で箇所数は五十カ所、面積が千ヘクタールなんです。こういうふうな形で、どこかの企業がメガソーラーをやりたいたときには、どこかこういう場所が五十カ所ありますよということをして調査をして支援体制をしいてるんです。具体的にこういうことを取り上げていくことが、新しい事業を成功させる県の姿勢、仕事だと思っております。これをするために、岩手県では、毎回岩手県の話で恐縮なんですけれども、ここは具体的にそういう話が出てきました。そういうものを参考にして、やはり県も積極的な体制をとらなくちゃいけないと、そんなふうにご考えての質問であります。再度お願いをしたいと思います。

(答弁) 村井嘉浩知事

再生可能エネルギーの検討会議といったものをつくらないというわけではありませんで、当然、私、復興計画の中にしっかりと位置づけておりますので、非常に重要なものだと考えております。毎回のよういろいろな打ち

合わせ会議はしております。一例を申し上げますと、沿岸の十五の被災を受けた市町でエコタウン、スマートシティというものをそれぞれ考えておられます。ところが、これが新しい考え方でございますので、それぞれの市町が個別にやりますと、ばらばらにできてしまって仕様が違っていると、横のつながりがなくなってしまうということとを危惧いたしました。早速担当課に指示をして、十五の市町と一緒にスマートシティの協議会をつくらうということを検討しようと言いました。各市町村長さん方に一人ずつ私が電話をかけて、了承をもらって、これから具体的にどういうふうに進めるかということを検討していこうと思っております。

そのような形で、県庁の中だけで話が済むものはありませんので、関係する沿岸部の市町とあわせまして、こういったようなものを検討していこうと思えます。

メガソーラーの今適地の話ありましたが、当然、我々もこういうところならメガソーラーできるだろうなど、それは幾らでもピックアップすることはできますけれども、そこに地権者があり、当然いろんなまちづくりも計画はされておりますので、こういったようなものは市町とよく協議をしながら進めていくべきものだろうというふうに思っております。当然、メガソーラー、ふやしていきたいというふうに思っておりますので、頑張ってくださいと思います。

(再質問) 畠山和純

話はわかりますけれども、地権者の意向は既にもう確認しながらということなんです。それでも、全国的に応募かけてるんです。そういう具体的な取り組みを更に進めることを要望して、終わります。ありがとうございます。